

近世公家家職研究の展望

西村 慎太郎

課題設定

本稿では日本近世史研究における公家家職の様相について、その研究の蓄積と展開、そして、問題点と課題を提示するものである。実証研究というより、研究蓄積の振り返りと公家家職に対する粗いスケッチであり、歴史研究者という視点から公家家職を検討することは国文学の研究に幾何の意義があるか疑わしいものの、研究の枠組みが見直されて久しいことを考えれば、歴史学とか国文学とかという檻を開放し、多角的に公家家職を分析し、課題を析出することは無意味ではあるまい。

また、歴史学的立場に立てば、「大きな物語（＝マルクス主義）の崩壊」「戦後歴史学から現代歴史学へ」という一語で言い表すことができない現況にどう対峙するかという大きな課題が積まれている。例えば、公家家職と大きく関わる近世天皇研究にしてみても、家永三郎教科書裁判の「近世天皇の君主か否か」という課題が発端であり、現代的課題と密接な関わりの中で議論されてきたが、もはや近年では思想界や政治運動においても「天皇の欠落」が言われている。¹すなわち、「何のための歴

史学か」「何のための近世天皇研究か」という課題への回答が必要だ。本稿ではそのような危機感にも似た意識が内在していることをあらかじめ述べておきたい。

以下、本稿の課題を提示する。第一に、日本近世史研究における公家家職の研究展開を概観する。特に、重要と思われる西山松之助・高埜利彦・橋本政宣各氏に関する研究を中心に検証する。第二に、近世公家家職論が抱えている問題点を明らかにする。実はこの問題点こそ、「大きな物語」が大手を振って歩いてきた時代の申し子と言えるからである。第三に、近世公家家職の設立と展開に関して検討する。本稿におけるわずかな実証分析として、筆者が研究対象としている持明院流入木道と四条流庖丁道を事例としたい。

なお、「家職」という用語について述べたい。本稿で述べる「家職」とは、日本近世史研究のひとつの潮流である「家職の構造」論という議論からそのまま用いた分析概念であり、近世においては「家業」などと称されることが一般である（いずれも後述）。筆者が「家業」ではなく、「家職」を積極的に用いる理由は橋本政宣氏が学芸としての「家業」と

「役」としての「家業」とに分けてるように、近世の史料では「家業」の語は混同して利用されており、議論の混乱を防ぐため敢えて「家職」の語を用いた。そしてこの筆者が述べる「家職」という分析概念は橋本氏が述べる「学芸としての家業」のことである。したがって、中世の官司請負制以降その萌芽を見る律令官職の世襲（橋本氏が述べる「役」としての家業）に関しては「家職」の語を用いない。例えば、筆者が検討してきた内膳司濱島家、御厨子所預高橋家は朝廷儀式において料理に関する業務行なってきたが、これは「家職」概念に含まない（官職や諸寮司の世襲³）。しかし、御厨子所高橋家は四条流庖丁道の家として、秘伝の所有、それらの排他的継承、継承に対する恐るべき矜持、そして多くの門人を抱えていることから、この側面を「家職」と規定する。このように規定することで、公家以外の身分についても検討対象とすることができ、また、家元制度に関する研究との架橋になるものと思われる。

一、日本近世史研究における公家家職論の展開

ここでは日本近世史研究における公家家職の研究の蓄積を提示し、どのような議論であったかを概観する。

家元制度論として

日本近世史において、公家家職の研究、否、そもそも天皇の研究が行われるようになるのは既述の家永三郎教科書裁判を契機としており、敗

戦直後は近世天皇・朝廷を「全く無為な存在」と評価し、その評価は一九六〇年代まで続いた。

そのような研究状況にあつて、日本文化史の泰斗である西山松之助氏は「町人文化」研究における家元制度の研究の一環として、公家家職について触れている。そこで最初に西山松之助氏の家元制度論を検証する。

西山氏は家元制度の成立として、①近世に至って生まれた「文化的中流階級」（これについては「あらゆる職種の人々」と述べている）の自己解放の場、②（「名譽と地位」のある貴族による）貴族文化・伝統的文化を人びとの求めに応じて相伝していく動向を挙げている。さらに家元制度の時期区分として、第一から第三期を提示した。

第一期は寛永期が中心である。この時期の家元制度は家元から門人に對してあらゆる免許を与える「最終相伝権の伝授」を認めている（「完全相伝形式」）。そして、十分な組織化に至っておらず、新興の武士貴族による公家文化への憧憬が目立った時期と評価している。

第二期は元禄享保期が中心である。この時期は文化受容者として上方町人が台頭してきた。第一期と比べて組織化が進むものの、組織の存立に法的根拠がなく脆弱な組織であり、「完全相伝形式」から血統的正統への相伝という形へ移行した時期と評価している（「非完全相伝形式」）。

第三期は文化文政期が中心である。この時期に文化の中心が江戸へ中心が移っているが、家元は技能ではなく免許を独占するようになっていった。

以上のような、時期区分を踏まえて、「民衆の權威跪拜意識によって

推戴された家元」と評し、それを「民間天皇制家元」とも述べている。

西山氏の研究によって、日本近世史研究における「町人文化」論が成立し、そのダイナミックで広範な議論は今なお魅力的であるが、疑問や問題も数多く見られる。第一に、西山氏は多くの概念（「文化的中流階級」・「貴族文化」・「民間天皇制家元」など）を提示するが、その多くは曖昧なものであり、学界として共有できていないため、議論が空中戦に成らざるを得ない。おそらく、西山氏に対する評価を低くさせている最も大きな要因はこの点であろう。第二に、あらゆる家元制度を一枚岩として把握しているため、必然的に家元像が薄っぺらい、のっぺらぼうな議論としてなってしまうている。もちろん、家元の多様性を言う必要があるという無意味な議論をするつもりはないが、短絡的な文化史の時期区分にするのではなく、多様なそれぞれの家元による諸契機を捉え、変化や展開を検討することで近世社会固有の家元のあり様が浮かび上がってくるものと思われる。第三に、「文化的中流階級」は何のために貴族文化・伝統的文化を求めたのかという点について明らかにされていない。おそらくこれは新興の武士と昔からの公家、または田舎者で粗暴な武士とみやびな公家という単純な二項対立から生まれた評価なのである。加えて、これは西山氏の研究の問題点ではないが、近年は中世の研究において、和歌を必須の教養と見做した武士層が公家の文化的力量を積極的に導入し、公家たち自身も自らアピールしていったことが明らかにされている。⁽⁷⁾

近世身分論・宗敎史研究として

文化史という枠組みを超えて、日本近世史研究全体の中で、最初に公家職を位置付けたのは宮地正人氏であり、それを受けた高埜利彦氏であろう。これは一九七〇年前後の紀元節復活、明治維新百年祭、アメリカ帝国主義の暴走によるベトナム戦争激化、家永三郎敎科書裁判による近世天皇を「君主」と見る文部省見解など、国家の様相を問い直そうとする歴史学界の動向に呼応したものである。宮地氏は近世天皇研究や身分制研究の中で公家職を論じており、この点については既に拙著の中で述べたことがあるので、ここでは高埜氏の研究について検討したい。⁽⁸⁾

高埜氏は一九七〇年代後半〜八〇年代初頭にかけて、宗敎史に関する研究を進め、江戸幕府という公儀権力が如何に既存の組織を利用しつつ、統制・編成をしていったかについて検討した。とりわけ、山伏（修験）の研究において、門跡とその配下組織を詳細に検討した上で、幕府が聖護院門跡を介して、山伏たちを統制する動向が明らかになった。この門跡の位置付けと組織編成に関する発見が家職論の研究へと結び付いたものと思われる。⁽⁹⁾ 高埜氏は僧侶・神職・陰陽師・修験などの宗敎者集団に加え、相撲渡世集団の検討をし、個々の分有した生業（神職なら神職としての生業Ⅱ家職）を保証するのは本所（例えば、修験道本山派における聖護院門跡）であり、本所を保証するのは幕府の権威と権力であったと論じた（「家職の構造」）。この「家職の構造」は幕府による編成として用いられたが、一方でアプリアリなものではなく、近世国家・社会の中にあって、幕府・本所・集団の意図によって形成（あるいは変質）さ

れていった。そして、近世後期（高埜氏は文化期を想定）に至って、本所を抱える天皇・朝廷の権威が浮上していったと評価した。

高埜氏の見解はその後の身分制研究や社会集団論に影響を及ぼし、近世史研究の中に天皇・朝廷を含み込まなければ議論が成り立たないところまで進展させた。加えて、批判及び批判的な継承も含め、一九九〇年代以降、天皇朝廷研究や朝幕関係史研究をはじめ、門跡寺院・陰陽師・修験の研究が展開していった。とりわけ、本所と在地宗教者の存在形態から近世の天皇・朝廷を分析しようとした井上智勝氏による神職の研究は「家職の構造」論の具体相を明らかにしたものと云える。梅田千尋氏の陰陽道に関する研究も同様であろう。また、山口和夫氏は統一権力による公家の家職の設定（後述）を公家の役負担と身分の確立と評価し、家としての名譽・存立・身分には必須で、幕府にとっては公家を介した組織化が有効であったと述べている。⁽¹⁴⁾

近世朝廷研究として

一方、高埜氏の研究手法とは別に、一九九〇年代、公家家職の問題に取り組んだのは橋本政宣氏である。高埜氏が「家職の構造」という視角であったのに対し、橋本氏は公家の家職そのものに焦点を当てた。橋本氏は「家職」と「家業」という語の違いや概念などを定義することの困難を提示した上で、史料上多く見られる「家業」を用いるとし、①学芸としての家業、②公家衆の「役」としての家業に大別した。前者は蹴鞠の飛鳥井家、装束の山科・高倉家などといったものであり、後者は家格

に対応するものである。本稿冒頭の繰り返しになるが、地下官人の「官職や諸寮司の世襲」は後者に該当する。ここでは冒頭の課題でも記したように、公家以外の身分についても検討対象として「家職」考える必要性念頭に置いているため、①学芸としての家業を中心に論じたい。

橋本氏によれば、文禄二年（一五九三）二月四日に関白豊臣秀次の上奏により後陽成天皇が勅命として出した「文禄年中諸家々業以下御沙汰事」を画期とする（表参照）。これは天皇・朝廷による公家の家としての生業の勤労を重視した風潮に基づいたものであり、近世統一権力の成立によって形成されたものと橋本氏は評価している。

この「文禄年中諸家々業以下御沙汰事」は一二通の書付を二枚の折紙にまとめた写しで、家職は次のようなものが記されていた。

儒道…坊城・五条・唐橋・日野・勸修寺・柳原・烏丸・広橋・万里
小路・葉室・中御門・甘露寺

有職…五撰家・徳大寺・今出川・久我・大炊御門・花山院・西園寺
・転法院・中山・日野・勸修寺・三条西・正親町

歌道…飛鳥井・下冷泉・上冷泉・三条西

琴…四辻・庭田・飛鳥井・山科・高倉

琵琶…伏見宮・菊亭・西園寺・園

和琴…大炊御門

笙…松木

笛…伯・五辻

神楽…四辻・持明院・五辻・山科・高倉

郢曲・四辻・持明院・五辻

鞠・飛鳥井・甘露寺・園

このうち、「儒道」は藏人・弁官を勤めていた家柄、「有職」は撰家・清華家・大臣家といった家格の高い家柄と当時武家伝奏を勤めている家である。

橋本氏の精緻な実証研究によって、公家家職の成立と展開が明らかとなった。⁽¹⁶⁾但し、高埜氏との研究視角の違いから、家職が国家や社会にどのような影響を与えたかについてを対象とはしていない。

二、近世公家家職論の問題点

ここでは前章で述べた公家家職に関する研究の問題点と課題を指摘してみたい。公家家職を検討する上で、高埜氏らが述べる「家職の構造」論や朝廷権威の理解には次のような問題があるものと思われる。

第一に、「家職の構造」は幕府権力による身分の編成と組織化を目指した動向と、個々の人々による集団化を目指した動向を描いている。そして、神職や陰陽師など、編成され、組織された人々の具体的な様相を検討しているため、「家職の構造」は有効に機能しているように見える。しかし、「家職の構造」の議論は幕府権力が編成や組織を企図し、「社会集団」に収斂させる人々を描いているのであり、公家家職のうち、蹴鞠や装束など、橋本氏が論じる「学芸としての家業」を編成・組織・集団の議論と同じに考えることはできないと思われる。この点、井上容子

氏は江戸の武家社会における高倉家衣紋道を分析し、体制秩序維持のために不可欠で、武家各家としても衣紋道（装束）を家業として認識したと結論付けているが、⁽¹⁷⁾これも受容したうちのごく一部が編成されたに過ぎず、せっかくの実証的な分析にも関わらず、安易に「家職の構造」や社会集団論に結論を落とし込んでしまっている。したがって、「家職の構造」として、宗教者以外を捉えるには留保する必要があるものと思われる。

第二に、身分編成・組織化・集団化という視角から解放された場合、高埜氏が評価するように「個々の分有した家職を保証するのは本所」として本所の権威を自明のものとして位置づけることができるのであろうか。「個々の分有した家職」を保証するのは本所であるという宗教者に関する議論と異なり、蹴鞠・装束などの家職を受容しようとする人々にとつて、本所は身分存立のために欠かすことのできない権威だったのであろうか。近年、近世史研究においては、社会集団とともに（あるいは社会集団よりも）個人をベースにした身分研究が模索されており、⁽¹⁸⁾身分存立の議論は社会集団論が不可欠ではなくなった。また、そもそも、権威という抽象的な語彙は歴史学にとつて有効なのであろうか。拙稿の中でもアレクサンデル・コジエーブの研究を用いて、天皇・朝廷権威という視角の危うさを論じたことがあるが、この点を今一度強調したいと思う。⁽²⁰⁾

三、近世公家家職の設定と変化をスケッチする

ここでは、近世公家家職に関する様々な資料に基づいて、その様相を問題提起的に述べ、合わせて持明院流入木道と四条流庖丁道という家職を事例に、展開過程を概観する。

公家家職の展開から考える

後掲の表は堂上公家の家職を一覧にしたものである。最初の列は既述の文禄二年（一五九三）「諸家々業御沙汰覚」であり、橋本政宣氏の論稿に依拠している。近世の統一権力によって設定された公家家職として、謂わば公的に位置付けられたものと言える。二番目の列は寛文八年（一六六八）「諸家家業」⁽²¹⁾。これは京都下御霊前の谷岡七左衛門なる人物が刊行した書物であるが、どのような経緯で刊行に至ったかは判然としない。三番目の列は文化十一年「諸家家業記」⁽²²⁾である。これは小浜酒井家の儒者であった興田吉従が主君・酒井忠進より「堂上方にて家業と申立らるゝ筋を書集て奉れとの仰」せよって執筆・刊行した。酒井忠進は文化五年より京都所司代を務めており、職務上のためか、自身の文化的活動のために執筆させたのであろう。なお、興田吉従は「三種神宝極秘中秘口伝」「三種神籙最極秘訣」「神体勸請伝」なども執筆しているが、これは本居宣長と交友関係があったことに影響しているのである⁽²³⁾。

本稿冒頭でも述べたように、近世に用いられた「家業」の語には家格的な側面と学芸的な側面を混同して用いているため、この表は学芸的な側面に着目して作成した。但し、神道を家職とした藤波家などは必ずし

も筆者が規定する「家職」とは言い難いものの、吉田家・白川家と同様に「神祇道」の項目に記されていたため、表の中に入れた（吉田家・白川家は秘伝を所有し、それらを排他的に継承して、継承に対する矜持を持ち、多くの門人を抱えていたことから、本稿で論じる「家職」に該当する。合わせて、官司の請負もしている）。なお、資料の性格から、「諸家々業御沙汰覚」は公的に位置付けられたもの、「諸家家業」「諸家家業記」は社会に流布したものであるという相違があるが、大まかな傾向は掴めるであろう。本稿は近世公家家職の様相をスケッチするという課題設定であることから、詳細な議論は別稿に譲りたい。

さて、この表から簡単に把握できることとして、次の二点を指摘したい。第一に、そもそも堂上公家で家職が設定されている者が圧倒的に少ない点。近世前期まで間に暫時堂上公家が増加しているため、文禄二年段階は検討対象から除くとしても、寛文八年・文化十一年の場合でも三〇家を上回る程度である。撰家などが除かれていることは既に述べた通りであるが、堂上公家一三七家（維新时期に堂上となった家は除く）という数を考えると少ないと言えよう。このことは堂上公家の存在形態を考える上で、家職が絶対的なものではなく、一部の堂上公家に特徴的な側面であると言える。したがって、公家の身分存立の問題として、家職を扱うことには再考を要する。第二に、和歌の冷泉家、蹴鞠・和歌の飛鳥井家など、その由緒が確実に近世以前に遡ることのできる公家家職はわずかであり、家職化の過程が不明なものが点。例えば、近世において衣紋道の家として認識されていた高倉家の場合、中世から足利將軍家の装

束を管掌したり、同様に衣紋道の家であった山科家の場合、中世以来内蔵頭として官司を請け負っていたが、「諸家々業御沙汰覚」には両家の衣紋道について触れられていない。この点、豊臣政権は衣紋道を家職と認識していなかったものと考えられ、家職が中世から近世にかけて、右肩上がりに形成していくわけではないということを如実に表している。

中世の公家家職が戦国時代へ織田政権・豊臣政権を経て、どのように近世の家職に結実していくのか、長い時間軸で検討しなくてはならない課題である。

そこで事例を提示して、近世公家家職の様相を考えてみたい。

事例① 持明院流入木道

持明院流入木道については既に拙稿で述べたことがあるので、詳細はそれに譲りたい。⁽²⁴⁾ 持明院家は戦国時代に入木道(能書とも称する。紙に文字をどのように配置して書くかという技で、書道のひとつと言える)の技を持って戦国大名を渡り歩き、生計を立てた。この点、戦国時代の公家による地方下向を困窮のための寄生と見る理解は再考が必要である。持明院基孝は豊臣政権成立後、親王・門跡・堂上公家に対して秘伝の伝授を行ない、やがて和歌が武家社会で広がると、持明院流入木道を学んだ旗本・森尹祥を介して門弟が増加していった。⁽²⁵⁾ 森尹祥の書物が持明院家にもたらされて、持明院流入木道を下支えするまでに至っている(武家による公家文化の「逆輸入」)。それほどまでに武家の文化的力量が上昇していたと言えよう。一方で、持明院家を介さない秘伝の氾濫

も起き、幕末最末期に至って組織化を企図するが、その際も旗本・戸田安清を介したものであった。

事例② 四条流庖丁道

四条流庖丁道については別稿を用意している。四条家の先祖には庖丁の技に長けていた者が何人かいたが、それを戦国時代に発見した四条隆重はその技でもって今川家に身を寄せた。持明院家同様、積極的な技術力の売込みであり、そのような技を戦国大名が求めたと考えられる。しかし、近世に至っても家職とは朝廷としても、四条家自身としてもほとんど認識しておらず、契機は不明ながら、十九世紀幕末にかけて、秘伝や由緒が成立、幕末には組織化が企図された。この組織化の一端には会津小鉄の親分であり、侠客・大垣屋清八の取次による講も作られた。大垣屋清八の養子であり、近代京都を作り上げた実業家・大澤善助によれば四条家邸内には賭場があったと回顧しており、⁽²⁶⁾アウトローな存在と堂上公家を結びつける紐帯として公家家職が活用されたものと思われる。

以上のことを踏まえた場合、公家家職を公家の伝統的な技の継承と短絡的に捉えるのではなく、戦国時代のサバイバル・ツールとして公家の技芸があり、豊臣政権下における学問の奨励を契機とした家職の発見、「伝統」の創出、由緒の形成、圧倒的な矜持の確立という側面もあったと言えよう。当然、冷泉家・飛鳥井家などの家職とは成立過程も展開過

程も異なり、さらに詳細な検討が不可欠であると思われる。

まとめにかえて

本稿では日本近世史研究における公家家職の研究の蓄積と展開、そして、問題点と課題の提示を試みた。スケッチであるため、各章のまとめはしないが、最後に歴史研究者の立場として、近世史研究における公家家職を様相について、どのような視角が必要かを述べる。

第一に、国文学やその他の学問における「文化論」的な研究蓄積を歴史研究はどのように接合できるかという点である。例えば、和歌については近世堂上和歌や歌壇の研究に加え、歌そのものに対する重厚な研究が存在する。これまでの歴史学においては社会集団的な側面や人物史については国文学の蓄積を利用してきたものの、「文化論」的な側面（表現方法などの歌論・歌学的な側面をここでは指す）については関心が払われていない。どのような切り結び方ができるか、方法論の模索が必要なのではなからうか。

第二に、公家家職の人びと受容の問題である。これまでも多くの個別研究において、受容の側面は明らかにされている、「受容した」⁽²⁷⁾だけで論が終わっていると言わざるを得ない。いつ受容したのか、どこで受容する契機があったのか、誰から受容したのか（さらにその背景にある関係性はどのようなものか）、何を受容したのか（コード化・脱コード化の議論に学べば、受容者が得た内容は秘伝であれ、自己の優位なカタチ

に読み替えられる可能性もある。まして、身分存立と無関係であるのだから）、なぜ受容したのか、どのように受容し、どのように発信したのか、など受容者の問題は、歴史であるほど丁寧な立論が求められる。そうしなければ、「受容した」という一語で即尊王的という評価、すなわち「尊王論発達史」的枠組みを脱却することは困難であろう。⁽²⁸⁾

注

(1) 小熊英二『癒し』のナショナリズム ―草の根保守運動の実証研究』（慶応義塾大学出版会、二〇〇三年）、同「『保守』に吸収されゆく『普通』の市民たち ―現代ナショナリズムの実像―」『SIGHT』二〇〇三年秋号、後に同『私たちはいまどこにいるのか』毎日新聞社、二〇一一年所収。

(2) 橋本政宣「江戸幕府と公家の家業」『国史学』一七一、二〇〇〇年、後に同『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年所収。なお、橋本氏は「家職」という語は用いず、「家業」と述べている。

(3) 拙著『近世朝廷社会と地下官人』（吉川弘文館、二〇〇八年）。

(4) 拙稿「地下官人」（高埜利彦編『身分的周縁と近世社会』8 朝廷をとりまく人びと）吉川弘文館、二〇〇七年）。

(5) 林基「近世に於ける天皇の政治的地位」『思潮』一九四六年五月号、後に『歴史科学大系』十七 天皇制の歴史（上）『歴史科学協議会、一九八六年所収』。しかし、一方で天皇の存在について、「古い伝統に基く神秘的絶対的な権威」とし、武家政権は「自己の地位を粉飾し強化することは必要且つ適切」であったとも述べ、矛盾を内包していた。

(6) 西山松之助『家元の研究』（校倉書房、一九五九年。後に同『西山松之助著作集 一 家元の研究』吉川弘文館、一九八二年）。

(7) 小川剛生『武士はなぜ歌を詠むか 鎌倉將軍から戦国大名まで』(角川学芸出版、二〇〇八年)。

(8) 宮地正人『天皇制の政治史的研究』(校倉書房、一九八一年)。

(9) 前掲註3拙著『近世朝廷社会と地下官人』序章「研究史整理と課題設定」。

(10) 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』(東京大学出版会、一九八九年)。

(11) もともと商品流通の研究を行っていた高埜氏は『大月市史』編纂にたずさわり、その過程において「大月市域の商品経済史ではなく、宗教について調べる役割が与えられた。(中略) 聖護院の文字の躍る文書や法印などの補任状の数々を目の当りにして、修験道本山派の研究に止まらず、門跡論や僧官位の問題に関心は向かっていった」(前掲註10高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』三一六頁〜三一七頁)。なお、『大月市史 通史編』において「修験本山派の本末体制」が発表されたのは一九七八年である(後に「修験本山派の在地組織 — 甲州郡内地方を中心に—」と改題し、前掲註10高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』)。

(12) 井上智勝『近世の神社と朝廷権威』(吉川弘文館、二〇〇七年)。

(13) 梅田千尋『近世陰陽道組織の研究』(吉川弘文館、二〇〇九年)。

(14) 山口和夫「職人受領の近世的展開」(『日本歴史』五〇五、一九九〇年)、

同「近世の家職」(『岩波講座日本通史 一四 近世四』岩波書店、一九九五年)。

(15) 前掲註2橋本政宣『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年。

(16) その精緻な研究とは裏腹に著書の中で大政委任論が意識されていたという見解が繰り返されるのは悔やまれる。橋本氏は近年の研究においても同様の評価を述べている(「近世の天皇と公家衆 — 「禁中并公家中諸法度」の位置づけを中心に—」二〇一〇年四月三日日本史研究会三月例会)が、論拠から全く読み取れないそのような評価に賛意を示した日本史研究会の学会とし

ての見識を疑わざるを得ない。

(17) 井上容子「衣紋道の組織と活動 — 近世中後期の高倉家衣紋会を中心として—」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団 由緒と言説』山川出版社、一九九五年)。

(18) 『(江戸)の人と身分』(吉川弘文館、二〇一〇年) 全六巻など。

(19) アレクサンドル・コジェーブ『権威の概念』(法政大学出版会、二〇一〇年)。

(20) 拙稿「近世天皇研究の地平 — 『深谷克己近世史論集』から考える—」(『国民の歴史学』一八八、二〇一〇年)。

(21) 「諸家家業」(徳島県立図書館森文庫資料蔵W281/シヨ。本稿では国文学研究資料館蔵紙焼写真本N1346を用いた)。

(22) 「諸家家業記」(『改定史籍集覧』一七)。

(23) 『国書人名辞典』一、三八一頁。

(24) 拙稿「近世持明院流入木道に見える公家家職 — その成立と「秘伝」の伝播—」(『東京大学史料編纂所研究紀要』二〇、二〇一〇年)、拙稿「公家家職から見た天皇制 入木道という家職のあり方」(『荒武賢一朗編『近世史研究と現代社会 歴史研究から現代社会を考える』清文堂、二〇一一年)。

(25) 森尹祥については、鈴木淳「幕府書道師範森尹祥の書学」(同『近世和学論考』ひつじ書房、一九九七年) 参照。

(26) 大沢善助『回顧七十五年』(大空社伝記叢書、二〇〇〇年)。

(27) 例えば、グレアム・ターナー『カルチュラル・スタディーズ入門 — 理論と英国での発展—』(作品社、一九九九年) など。

(28) この点については、「権威」という語についても警鐘を鳴らしつつ、前掲註20拙稿「近世天皇研究の地平 — 『深谷克己近世史論集』から考える—」で述べた。

堂上公家家職一覽

花山院		笙				
橋本		笛	笙・装束			
三条		笛	笛			
久我		笛	笛			
徳大寺		箏	神楽			
正親町			神楽・箏			
滋野井			神楽			
鷺尾			能書・笙			
清水谷			和歌			
二条			神楽			
五辻			笙			
松木			和琴・笛・装束			
大炊御門			琵琶			立花(附録)
菊亭			琵琶・鞠			鞍(附録)
園			琵琶			下笹(附録)
山井			笙			医道(附録)
伏原			神楽			庖丁(附録)
錦小路			琴			剣璽(附録)
四条			装束・笙			装束
庭田			装束			装束
中山			蹴鞠			蹴鞠
高倉			琵琶			琵琶
難波			琵琶			琵琶・鷹
花園			神楽・和琴・箏			和琴・箏
今出川			能書・神楽			箏道・神楽部曲・鷹
西園寺			和歌			和歌
綾小路			和歌・蹴鞠			和歌
四辻			和歌・蹴鞠			和歌
飛鳥井			和歌・蹴鞠			和歌
烏丸			明經			明經道
中院			儒学			紀伝道
三条西			和歌			紀伝道
持明院			能書・神楽			和歌・香(附録)
持明院			神楽・琵琶・箏・笛・篳篥・蹴鞠			箏道・神楽部曲・鷹
三条西			和歌			和歌
持明院			和歌			和歌
飛鳥井			和歌・蹴鞠			和歌
冷泉			明經			明經道
舟橋			和歌			紀伝道
清岡						紀伝道
桑原			和歌			
甘露寺			和歌			
中御門			和歌			
葉室			和歌			
万里小路			和歌			
広橋			和歌			
柳原			和歌			
勸修寺			和歌			
日野			和歌			
唐橋			和歌			
五条			文章博士			紀伝道
東坊城			文章博士			紀伝道
高辻			文章博士			紀伝道
土御門			神祇道			紀伝道・相撲(附録)
吉田			陰陽道			
藤波			神祇伯			神祇道
白川			神祇伯			神祇道
名家			諸家家業(寛文8)			諸家家業記(文化11)

「諸家々業御沙汰覚」は橋本政宣『近世公家社会の研究』(吉川弘文館、二〇〇二年)四二五〜四三〇頁。